

資料編

Ⅰ 策定経過

(1) 加古川市教育振興基本計画検討委員会

■開催状況

第1回	令和6年6月25日(火)	現状課題の整理、国県の状況、策定の方向性 等
第2回	令和6年8月22日(木)	計画骨子、基本方針の内容 等
第3回	令和6年10月23日(水)	具体的な取組の内容 等
第4回	令和●年●月●日(●)	パブリックコメントの実施結果 等

■委員名簿

区 分	所属・役職等	氏名
学識経験を有する者	兵庫教育大学 客員教授	浅野 良一 (委員長)
	兵庫大学 教授	松田 信樹 (委員長職務代理者)
保護者の代表者	加古川市PTA連合会 書記	大橋 裕子
地域の代表者	加古川市町内会連合会 会計	菅原 悦夫
事業者の代表者	加古川商工会議所 議員	藤本 静代
関係団体の代表者	加古川市社会福祉協議会 事務局長	本山 政幸
	加古川市人権啓発推進員協議会 会長	浜田 時子
	加古川市社会教育委員 副委員長	徳田 敬子
市民の代表者	公募による市民	高橋 さやか
		中村 経子

(敬称略)

(2) 加古川市教育振興基本計画検討幹事会

■開催状況

第1回	令和6年5月28日(火)	第1回検討委員会の資料について	等
第2回	令和6年8月5日(月)	第2回検討委員会の資料について	等
第3回	令和6年10月7日(月)	第3回検討委員会の資料について	等
第4回	令和●年●月●日(●)	第4回検討委員会の資料について	等

■構成員名簿

役職等	氏名
教育総務部次長	車谷 芳秀
教育指導部次長	杉本 達之
教育指導部参事（学校教育担当）	尾崎 貴弥
企画部次長	一井 正寿
市民協働部次長	山野 貴史
こども部次長	稲岡 直樹
中・義務教育学校長の代表者（平岡南中学校長）	三ツ寺 恭子
小・養護学校長の代表者（氷丘南小学校長）	原 武弘
就学前教育の代表者（幼児保育課 就学前教育・保育担当課長）	西川 恵子

（敬称略）

(3) パブリックコメント

令和6年11月12日(火)から令和6年12月11日(水)までの期間実施し、●件の意見がありました。

2 関係規程

○加古川市教育振興基本計画検討委員会規則

平成 27 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例(昭和 32 年条例第 1 号)

第 2 条の規定に基づき、加古川市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)

第 17 条第 2 項の規定に基づく加古川市教育振興基本計画の策定に関する重要事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) 関係団体を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者以外の市民

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る加古川市教育振興基本計画についての答申が終了するまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に招集される会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

○加古川市教育振興基本計画検討幹事会設置要綱

令和6年3月21日

教育総務部長決定

(趣旨)

第1条 加古川市教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)が行う加古川市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の検討及び審議を円滑かつ効果的に進めるため、加古川市教育振興基本計画検討幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の素案策定に係る調整、協議に関する事項
- (2) 委員会に対する議案提案等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定に向けて特に必要があると認められる事項

(組織)

第3条 幹事会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育総務部次長
- (2) 教育指導部次長
- (3) 教育指導部参事
- (4) 企画部次長
- (5) 市民協働部次長
- (6) こども部次長
- (7) 中・義務教育学校長の代表者
- (8) 小・養護学校長の代表者
- (9) 就学前教育の代表者

(会長及び副会長)

第4条 幹事会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は、教育総務部次長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 副会長は、教育指導部次長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 基本計画の素案策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、基本計画に関連する課等の長をもって構成する。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第1条に規定する基本計画の策定をもって効力を失う。

3 用語解説（五十音順）

－ ア －

- ICT（P●）

Information and Communication Technology の略。情報通信に関連する技術一般の総称。従来、使用されてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられる。多くの場合は、「情報通信技術」と和訳され、IT の「情報」の意味に加えて、「コミュニケーション」が重視され、ネットワーク通信による情報や知識を「互いに共有し合う」という概念が含まれる。

－ イ －

- インクルーシブ教育システム（P●）

障がいのある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

－ ウ －

- 家読（うちどく）（P●）

「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族の絆づくりを目的として、家族で本を読んで感想を話し合うなどコミュニケーションを図る取組のこと。

－ エ －

- ALT（P●）

Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、外国語の授業において日本人の教師を補佐し、児童生徒に生きた英語を教える外国人講師のこと。

- SNS（P●）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトにおける会員制サービス。

- カ -

- 学習の個性化（P●）

「個別最適な学び」という概念の重要な要素の一つ。一人一人の児童生徒の興味・関心や必要性に合わせて、学習を発展させ、探究していく学びのこと。

- 架け橋期（P●）

義務教育開始前後の 5 歳児から小学校及び義務教育学校 1 年生までの 2 年間のこと。

- かこがわウェルネス手帳（P●）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等を通して明らかになった本市のこどもの運動習慣や生活習慣に関する諸課題の改善に向け、平成 24 年に作成したもので、令和 5 年からデジタル版になった。こども自らが成長の足跡を残すとともに、自分自身で生活習慣等をチェックしながら、健康を意識して行動できるこどもの育成を目指し、小学 5 年生から中学 3 年生に配付している。

- 加古川CAN-DOプラン（P●）

小学校外国語活動・中学校英語教育でコミュニケーション能力の素地・基礎を養うとともに発信力を高め、21 世紀のグローバル社会で必要となる実践的な「生きる力」を養うことを目的とし、平成 24 年度から加古川市が導入したプランのこと。

- 加古川市子どもの読書活動推進計画（P●）

読書活動を通じてこどもたちが心豊かに成長することを願い、読書環境の整備を図ることを目的として、国及び県の計画を踏まえつつ本市の状況に応じた取組を総合的・計画的に推進していくための計画。

- 加古川市立小学校・中学校の学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針（P●）

児童生徒数が減少する中、こどもたちのためのよりよい教育環境を整備することを目的とし、令和元年 8 月に策定した基本方針のこと。大・小それぞれの学校規模のメリットや課題などを踏まえた規模適正化・適正配置の必要性、国の法令や保護者アンケートなどを踏まえた本市における適正な学校規模と適正配置、規模適正化の手法、今後の進め方などを示している。

- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画（P●）

平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市が策定した人権施策推進の方向性を示した基本計画のこと。その後、平成22年、平成30年、令和5年に改定を行っている。

- 加古川市通学路交通安全プログラム（P●）

児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関が連携し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施するために策定されたプログラムのこと。

- 学校運営協議会（P●）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて設置された合議体のこと。教育目標・めざすことも像などを共有するとともに、学校園運営などについて意見を述べることができ、学校園・家庭・地域が力を合わせて学校園の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

- 学校園支援ボランティア（P●）

学校園が必要とする活動について、地域のボランティアとして協力する活動のこと。

- 学校園連携ユニット（P●）

中学・義務教育学校区を1つの単位（ユニット）とし、その地域の保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校・養護学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、こどもの連続した学びと育ちを支援する仕組みのこと。

- 学校園施設長寿命化計画（P●）

令和2年4月に策定された、学校園施設の改修の実施時期や整備水準を定めた計画のこと。

- 学校生活に関するアンケート（アセス）（P●）

市内小・中・義務教育学校の3年生以上の児童生徒を対象として実施する選択方式のアンケートのことで、学校生活における児童生徒の適応感を6つの因子から測定し、児童生徒自身が感じている困り感を把握し、教職員が児童生徒への支援や指導を行う。測定の仕組みを総称してアセスと呼ぶ。

アセス(ASSESS)とは、Adaptation Scale for School Environments on Six Spheres の略。和名は学校環境適応感尺度であり、児童生徒の学校生活への適応感を 6 つの因子（生活満足感、教師サポート、友人サポート、向社会的スキル、非侵害的關係、学習的適応）から総合的に測定する尺度のこと。

- 学校司書（P●）

資格について制度上の定めはないが、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。（学校図書館法第6条）

- 家庭児童相談員（P●）

要保護児童の支援及び家庭児童相談に関する業務を行う相談員のこと。

- キ -

- 義務教育学校（P●）

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度である小中一貫教育の一つの形態であり、一人の校長の下で一つの教育集団が小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う9年制の学校のこと。

- キャリア教育（P●）

児童生徒一人一人が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育のこと。

- 教育DX（P●）

教育デジタルトランスフォーメーションの略。教育現場において、データ及びデジタル技術を活用することで、教育手法や手段、教職員の事務作業などを変革すること。

- 協同的探究学習（P●）

東京大学大学院の藤村宣之教授が開発、研究に携わっている学習方略。本市では、全国学力・学習状況調査において非定型問題「わかる学力」に課題があることが判っており、平成30年度から全市をあげて導入し、定型問題「できる学力」の定着と「わかる学力」の育成に向けた授業改善と指導力向上に

取り組んでいる。協同的探究学習により、ありのままの自分が認めることで、「わかる学力」とともにこどもの自己肯定感が高まり、これからの人生を歩いていくうえで大切なウェルビーイング(幸福度)も高まる。

- 協働的な学び (P●)

中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念。探究的な学習や体験活動などを通じて、こども同士、あるいは地域や企業の人など、多様な他者と協働して学んでいくこと。

- コ -

- 心の絆プロジェクト (P●)

児童会・生徒会・学園会を中心にした児童生徒の自発的・自主的な活動を通して、仲間との心の絆を深め、誰もが行きたくなる学校・学級づくりをめざす活動のこと。「心の絆宣言」に基づいた取組を各校・ユニットで行っている。

- 心の相談アンケート (P●)

小学校3年生から中学校3年生までを対象として、いじめの把握をするために実施する選択方式のアンケートのことで、アンケート実施後に教育相談を実施し、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいる。なお、教育相談については全児童生徒を対象に実施している。

- 子ども安全ネットかこがわ (P●)

学校園に寄せられたこどもに関わる不審者・変質者等の情報を、教育委員会から保護者等に迅速に情報提供し、注意喚起を行うことを目的にしたメール配信サービスのことです。現在は、保護者や学校関係者に限定して周知している。

- 子ども多文化共生サポーター

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学校生活への早期適応を促進するため、学校に派遣され、母語により学習指導補助等を実施する人員のこと。

- **こどもを守る110番の家**

こどもが事件や事故等に遭遇する恐れがある場合の緊急避難場所として指定した特定の民家、店舗等のこと。こどもの保護と警察署等への通報を依頼している。

- **個別最適な学び（P●）**

中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において示された概念。学習者が自分の目標や進度に合った形で学んだり、自分の興味関心のあるものを選んで学んだりすること。

- **個別の教育支援計画（P●）**

学校を中心とし、保護者、福祉、医療、施設の関係者らが作成する乳幼児期から学校卒業までの支援内容を記載した計画書のこと。教育的支援の目標や手立て、関係機関の役割や支援内容、合理的配慮が記載されている。生涯にわたる支援の連続・系統性や、多方面からのニーズや実態把握ができる。

- **個別の指導計画（P●）**

学校（担任）が作成する単元、学期、学年ごとの支援内容を記載した計画書。児童生徒の実態や目標（短期・長期）、指導方法、指導内容が記載されている。校内の指導の充実や的確な実態把握、指導目標の明確化が図ることができる。

- **コミュニティ・スクール（P●）**

学校運営協議会（P●参照）を設置している学校園のこと。

- サ -

- **採点支援システム**

パソコン端末で、テストの採点・得点自動集計・返却を行うシステム。採点時間の短縮により教員の負担を軽減し、業務改善を図ることができる。

- シ -

- **指導の個別化（P●）**

「個別最適な学び」という概念の重要な要素の一つ。一人一人の児童生徒の状況に合わせて、学習内容や方法を調整することで、基礎・基本となる知識や学び方を身に付ける学びのこと。

- **児童クラブ（P●）**

保護者が就労などの事情により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯や長期休業期間中に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その保護と健全育成を図る事業のこと。「学童保育」とも呼ばれる。

- **主幹教諭**

校長及び教頭を補佐し、教員のリーダーとして学校運営組織を円滑に機能させることや指導体制の充実を図るため、学校教育法の規定により設置される役職のこと。

- **熟議（P●）**

多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決をめざす対話のこと。活発な議論により、的確に多くの人の意見を反映することができる。

- **主体的・対話的で深い学び（P●）**

平成29年告示「学習指導要領」において、将来の予測が難しい社会の中でも、児童生徒が生き抜く力を育むことができるよう、重要な視点として示された。学ぶことに興味や関心を持ち、児童生徒同士や教職員、地域の人との協働や対話を通して、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな考えや解決策を形成したりする学びのこと。

- **小1プロブレム（P●）**

入学したばかりの小学生・義務教育学校1年生が集団生活になじめず、授業中座席に座ってられない、教職員の指示に従えない、話を聞かないなどの状況が数か月継続する状況のこと。

- **小中一貫教育（P●）**

小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。

- ス -

- **スクールアシスタント（P●）**

小学校及び義務教育学校の通常学級に在籍している行動面や学習面において適応しづらいこどもの

指導補助を行う教員免許を有する職員のこと。

- **スクールカウンセラー（P●）**

児童生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識と経験を有する公認心理師や臨床心理士のこと。児童生徒及び保護者に対してカウンセリングを行う。また、教職員や保護者を対象に研修を行う。

- **スクール・サポート・スタッフ（P●）**

資料の印刷や教材の準備、掲示物の作成などを行い、教員の事務作業を補助する職員のこと。

- **スクールサポートチーム（P●）**

心理・福祉・教育・警察・法律の5つの分野で構成し、各分野の専門性を生かした助言等を通して学校が抱える生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応、早期解決に向け、「チームとしての学校」をサポートする。

- **スクールソーシャルワーカー（P●）**

教育分野に関する知識に加えて、福祉等の専門的な知識や経験を有する社会福祉士や精神保健福祉士のこと。教育相談に当たり、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、学校の教職員とチームを組み、児童生徒が置かれた環境への働きかけを行う。

- セ -

- **青少年関係団体（P●）**

青少年健全育成に関わる協力団体のこと。少年団指導者協議会、青少年育成連絡協議会、少年補導委員会、学警連絡・校外補導連盟等が含まれる。

- **性の多様性（P●）**

誰もがもっている「性のあり方」を構成する要素には、「からだの性」だけでなく、「性的指向」「ジェンダーアイデンティティ」などが存在する。「性のあり方」を構成する要素の捉え方、その組み合わせも一人一人異なる。このような「性のあり方」が多様であることを、「性の多様性」という。

- CEFR A1 レベル (P●)

CEFR（セフアール）とは、Common European Framework of Reference for Languages の略。外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠で、外国語の習得状況を示す際に用いられる国際的ガイドラインのこと。6 段階の共通参照レベルがあり、その中で、A は基礎段階であり、CEFR A1 は実用英語技能検定 3 級レベル相当。文部科学省は、中学校卒業段階の英語力の目標として、この基準を示している。

- 全国学力・学習状況調査 (P●)

全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とした文部科学省による全国調査のこと。小学校 6 年生（義務教育学校 6 年生）、中学校 3 年生（義務教育学校 9 年生）の児童生徒を対象としており、平成 19 年度から実施している。調査の内容として、「教科に関する調査（国語・算数・数学）」及び「学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査」が行われる。平成 24 年度及び 27 年度は、理科が追加実施され令和元年度及び令和 5 年度には、中学校で英語が実施された。今後、中・義務教育学校で令和 7 年度に理科、令和 8 年度に英語が実施される予定。

- 全国国公立幼稚園・こども園ウィーク (P●)

1876 年 11 月 16 日に初の官立幼稚園が設立されたことから、毎年 11 月 13 日から 11 月 19 日を全国幼稚園・こども園ウィークとした取組のこと。作品展等の様々な事業を通じ、国公立幼稚園及び認定こども園の教育活動の PR を行っている。

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (P●)

全国的なこどもの体力の状況を把握・分析し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てるとともに、こどもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とした文部科学省による全国調査のこと。小学校 5 年生（義務教育学校 5 年生）、中学校 2 年生（義務教育学校 8 年生）の児童生徒を対象としており、平成 20 年度から実施している。調査内容は、「実技に関する調査（新体力テスト 8 種目）」と、「生活習慣、食習慣、運動習慣に関する児童生徒質問紙調査」が行われる。

- ソ -

- 総合教育会議（P●）

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、協議・調整を行う場として首長が設ける会議のこと。「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」などについて協議が行われる。

- タ -

- 第5次加古川市男女共同参画行動計画（P●）

「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、令和3年3月に策定した、加古川市における6年間の男女共同参画社会の実現に向けての方向性を示した基本計画のこと。この計画に基づき、本市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。（令和9年3月に第6次加古川市男女共同参画行動計画を策定予定）

- 多様な学びの場（P●）

通常の学級、校内サポートルーム、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のこと。

- 男女共同参画社会（P●）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。

- チ -

- 地域開放サービス（P●）

学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができるとされている。（学校図書館法第4条第2項）

- 地域学校協働活動（P●）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

- 地域コーディネーター（P●）

学校教育と地域の人材等を結び付けるパイプ役で、学校園支援ボランティアとの連絡調整や、教育活動の充実につながるような企画・提案などを行い、学校と地域の交流・連携を推進する役割を担う人のこと。

- チーム学校（P●）

いじめや不登校、特別な支援を要する子どもへの対応、子どもの貧困など、学校が抱える多様な課題を解決するため、教員が専門スタッフや事務職員らと連携・協働して対応する体制のこと。

- 中1ギャップ（P●）

小学校から中学校へ進学した際に生じる学校制度や生活リズムの変化等の環境面の違いや、それらを要因として不登校やいじめ等の問題が急増すること。

- 調査相談業務（P●）

利用者の疑問や調査研究に対して、資料の紹介や資料等により情報を回答する人的サービス。

- ト -

- 統合型校務支援システム（P●）

校務用コンピュータを使用し、学校業務の改善を支援するシステム。学籍・出欠管理や成績処理、職員間の連絡、健診事務などの機能を持ち、情報を一元化して校務を効率化する。

- 道徳教育推進教師（P●）

小・中学校学習指導要領において示されている「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師」のこと。道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとされている。その役割として、道徳教育の指導計画の作成に関すること、全教育活動における道徳教育の推進・充実

に関すること、道徳科の充実と指導体制に関することなどがある。

- ドキュメンテーション（P●）

幼児の日々の姿を、文章や写真、動画、音声などで記録し、掲示・掲載することで、教育・保育のプロセスを可視化して、保育者、幼児、保護者等が共有する取組のこと。教育・保育の振り返り、遊びを広げるきっかけ、保護者との幼児の育ちの共有になる。

- 読解力（P●）

「OECD 生徒の学習到達度調査 PISA 2022 のポイント」（文部科学省・国立教育政策研究所 令和5年12月5日）において、読解力とは、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発展させ、社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むこと。」と定義されている。

- 特別支援教育コーディネーター（P●）

特別支援教育の推進に関して中心的な役割を担い、学校園内の関係者や関係機関との連絡・調整や、保護者に対する窓口として相談業務を行う教員のこと。

- ネ -

- ネットパトロール（P●）

児童生徒のインターネットトラブルやSOSを早期に発見するため、専門機関に依頼し、インターネット内のパトロールを行う。

- ハ -

- パフォーマンステスト（P●）

「話すこと」及び「書くこと」における「外国語表現の能力」を評価するために、面接やプレゼンテーション、スピーチ、エッセー、ライティングなどを使ったコミュニケーション能力を測るテストのこと。加古川市では、特に「話すこと」に重点を置いて実施する。

- 「早寝早起き朝ごはん」国民運動（P●）

こどもの生活習慣づくりについて、社会全体の問題としてこどもたちの生活リズムの向上を図って

いくため、平成 18 年 4 月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足した。文部科学省は同協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。また、その活動内容が特に優れていると認められる活動に対して、文部科学大臣表彰が行われている。

- ヒ -

- 兵庫型学習システム（P●）

すべてのこどもの可能性を引き出す指導の一層の充実を図るため、各学校において「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童生徒の心の安定を図り多面的な理解に基づく指導を行う、国の加配措置を最大限に活用した県の事業。

- 兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン

国の通知（平成 31 年 3 月 20 日付）に基づき、兵庫県として安全性確保に向けた医療的ケアへの対応等を示したガイドラインのこと。

- フ -

- 不審者情報マップ（P●）

注意や警戒を要する事案を加古川市ホームページ上の地図に表示し、地域での情報共有や防犯活動等に活用することにより、安全安心のまちづくりの推進及び犯罪の発生・拡大を未然に防止することを目的としたもの。平成 26 年 9 月から運用を開始している。

- フリースクール（P●）

不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のこと。

- ふるさと教育（P●）

地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（ひと・もの・こと）を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましいこどもを育むことを目的とした教育活動のこと。

- ヘ -

- ペアレンタルコントロール（P●）

こどもによるパソコンや携帯電話・スマートフォンやゲーム機などの情報通信機器の利用を親が監視して制限する取組。

- ホ -

- 放課後子ども教室（P●）

放課後や週末等に学校の施設等を活用し、地域の方々の参画を得てこどもに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業のこと。本市では「チャレンジクラブ」として、小学校及び義務教育学校や公民館で実施している。

- 補助指導員（P●）

小・中学校に在籍する肢体に障がいのある児童生徒や重度の知的障がい及び情緒障がいのある児童生徒に対し、校内における移動介助、身辺処理に関する介助、学習活動時における介助等を行う職員のこと。

- メ -

- メンタルサポーター（P●）

学校生活に不適応を起こしているこどもたちの心に寄り添い、話し相手や学習補助、家庭訪問、別室での指導等を通して解決に向けた支援を行う補助員のこと。

- メンタルヘルス（P●）

心の健康のこと。近年、家庭、職場、学校等、地域社会のあらゆる場面において、うつ病、心身症、神経症、睡眠障害、摂食障害、不登校等が増加しており、ストレス対処法や支援体制づくりの重要性が高まっている。

- ヨ -

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿（P●）

幼稚園教育要領等が示す5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通じ、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿のこと。10の姿とは、①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の

芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現。

- 幼小接続カリキュラム（P●）

幼児期と児童期の教育双方の接続期（就学前の「アプローチ期」と、就学後の「スタート期」を合わせた期間のこと）においてこどもの発達や学びの連続性を踏まえた「アプローチ期」における教育課程のことで、保育実践や小学校教育との接続に役立てる。

- 要保護児童（P●）

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

- 要保護児童対策地域協議会（P●）

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関係する機関等により構成される協議会。児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。